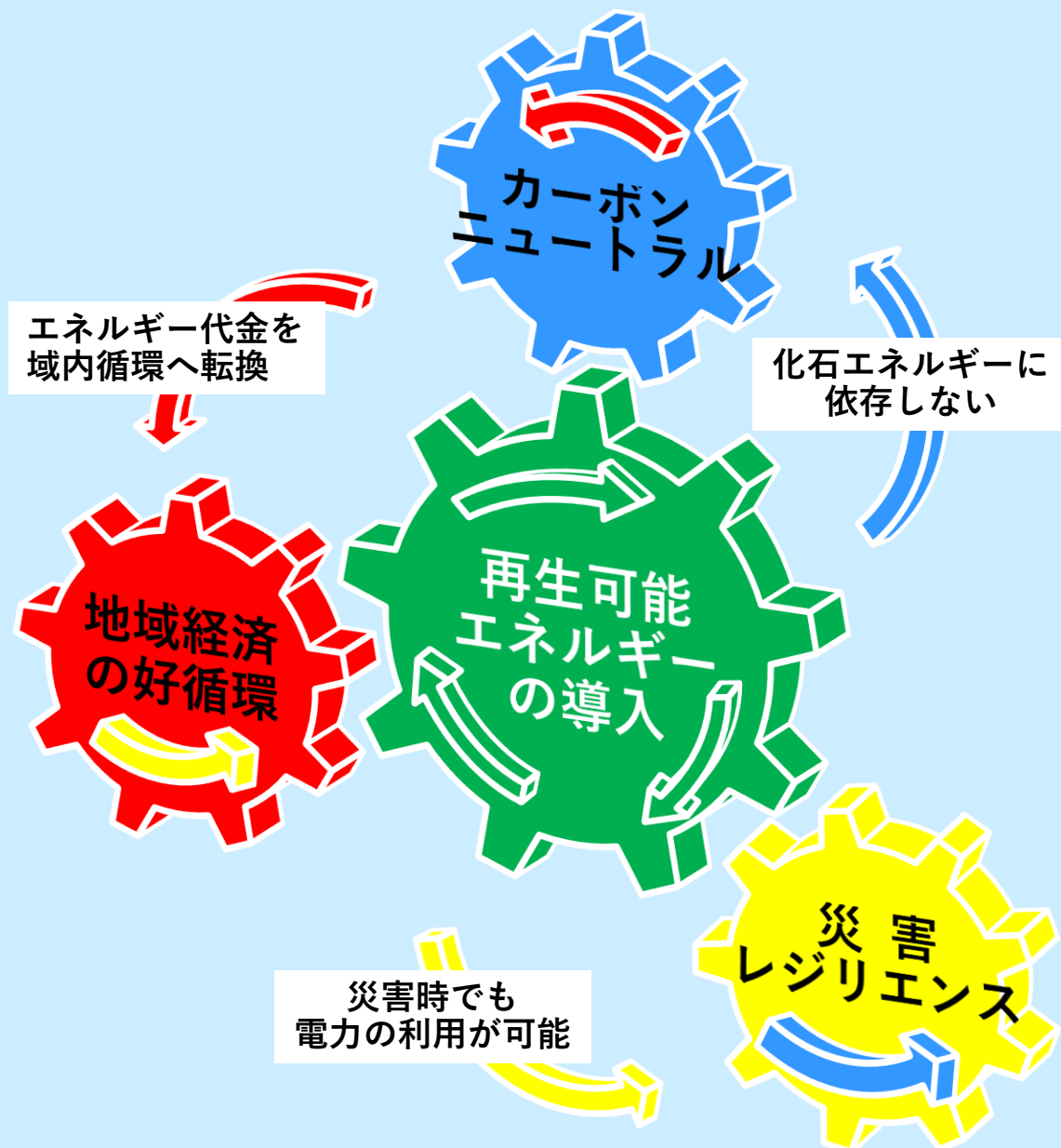


東久留米市 G X 推進方針

～ 踏み出そう！未来のために、地球のために ～



令和 7 年 1 月

東久留米市

目 次

第1章	G X推進方針の策定にあたって	1
1.	G X（グリーン・トランスフォーメーション）とは	1
2.	策定の背景と目的	1
3.	国・都の動向	5
i	国の動向（法律、戦略、会議等）	5
ii	東京都の動向（計画、方針、戦略）	6
4.	東久留米市の現状と課題	7
5.	東久留米市役所の事務及び事業におけるG Xに関連した取り組み（柳泉園組合の取組を含む） ...	8
第2章	基本的事項	9
1.	目指す姿と基本的な考え方	9
2.	取り組む際に必要な視点	11
3.	目標年次	12
4.	方針の位置づけ（関連する市の計画との関係）	12
第3章	推進の体制	14
1.	推進体制	14
2.	推進の流れ	15
参考1	国、都の戦略や計画等	16
i	国の法律、戦略等	16
ii	東京都の計画、方針等	19
参考2	用語解説	22

第1章 G X推進方針の策定にあたって

1. G X（グリーン・トランスフォーメーション）とは

G Xとは、「Green Transformation（グリーン・トランスフォーメーション）」の略です。

脱炭素・エネルギー安定供給・経済成長の同時実現に向け、脱炭素化を推進し、化石エネルギー中心の経済・社会・産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させることによる経済社会システム全体の変革を指します¹。言い換えれば、カーボンニュートラルに向けた取り組みを経済成長の機会と捉えて、二酸化炭素（C O 2）排出削減とエネルギーの安定供給による災害レジリエンスの向上に加え、一連の取り組みから地域経済の好循環を目指す考え方です。人間が生きるため、また、豊かな生活を送るための様々な活動は、化石エネルギーに依存していますが、このエネルギーを得るために消費する化石燃料は、消費する際にC O 2を排出します。地球温暖化の最大の原因は、このC O 2をはじめとする温室効果ガスです。そのため、化石エネルギーに頼らず、太陽光や水素など自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることによりC O 2等の温室効果ガスの排出量を削減する脱炭素化を進め、そうした活動を経済成長の機会として社会に変革を起こすことを「G X」と言います。

なぜ、「G X」と書くの？

トランスフォーメーション Transformation = Trans + formation

Trans は、「向こう側へ、～を横断する」を意味する接頭辞。英語圏の慣習ではこの接頭辞と同義語の「Cross」を略す際に使われる「X」が略称として用いられるようになりました。²

2. 策定の背景と目的

世界の平均気温は上昇傾向にあり、昭和45(1970)年以降少なくとも過去2,000年間にわたって、他のどの50年間にも経験したことのない速度で上昇³しています。特に、令和6(2024)年は、統計開始以降、令和5(2023)年を上回り最も高い値^{4 5}となりました（※速報値）。IPCC第6次報告書⁶では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏、及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっている。人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている。」と報告されています。また、国連のグテーレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した。」という言葉で強い危機感を訴えるなど、気候変動への対応は喫緊の課題です。

（※1月から11月までの月平均気温の偏差をもとに算出した速報値（令和7年1月10日時点の気象庁公表資料から）。）

¹ 環境省 HP から引用。 https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20221018-topic-34.html

² 経済産業省 HP から引用。 https://www.meti.go.jp/shingikai/sme_chiiki/smart_strong/pdf/002_03_00.pdf

³ 環境省 HP から引用。 <https://www.env.go.jp/content/000116424.pdf> p19

⁴ 世界気象機関 HP から引用。 <https://wmo.int/media/news/wmo-confirms-2024-warmest-year-record-about-155degc-above-pre-industrial-level>

⁵ 気象庁 HP から引用。 https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_wld.html

⁶ IPCC 第6次評価報告書 統合報告書から引用。 https://www.env.go.jp/council/content/i_05/000130186.pdf

令和 6 (2024)年の世界平均気温は、明治 2 4 (1891)年の統計開始以降、最も高い値となりました(速報値)。同様にアメダス練馬においても、令和 6 (2024)年の年間平均気温は、昭和 5 2 (1977)年の観測開始以降、最も高い 17.2℃を記録しました。

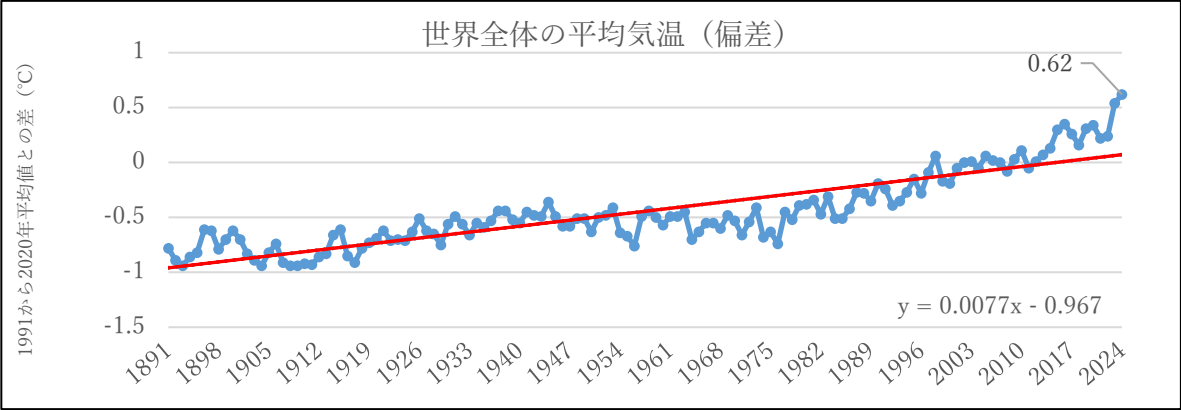


図 1 気象庁 HP⁵ のデータを用いて東久留米市が作成
注 偏差とは、世界の平均気温（陸域における地表付近の気温と海面水温の平均）から基準値（1991～2020 年の 30 年平均値）を差し引いた値です。

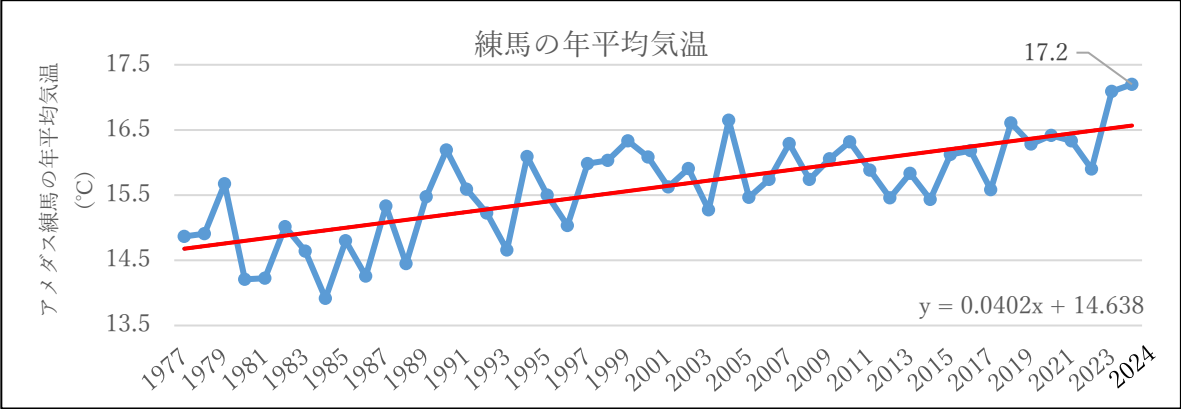


図 2 気象庁 HP⁷ のデータを用いて東久留米市が作成
注 アメダス練馬は、2012 年に観測場所を移転しましたため、その前後のデータが均質でないことがあります。

真夏日（30℃）の日数（青線）は過去 100 年間で劇的な増加はありませんが、猛暑日（35℃）の日数（オレンジ線）の増加は著しいです（アメダス練馬）。

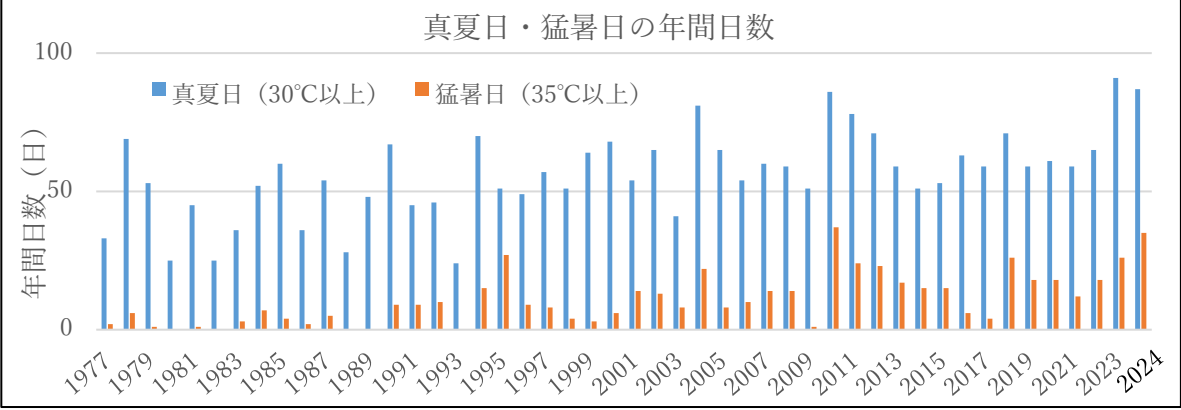


図 3 気象庁 HP⁷ のデータを用いて東久留米市が作成

⁷ 気象庁 HP から引用。 https://www.data.jma.go.jp/stats/etn/view/annually_a.php?prec_no=44&block_no=1002&year=&month=&day=&view

1 時間降水量 50mm 以上の短時間強雨（滝のように降る雨）の発生回数（東京都内 10 地点）が増加している⁸一方で、日降水量 1.0mm 以上の弱い降水は減少しています（アメダス練馬）。

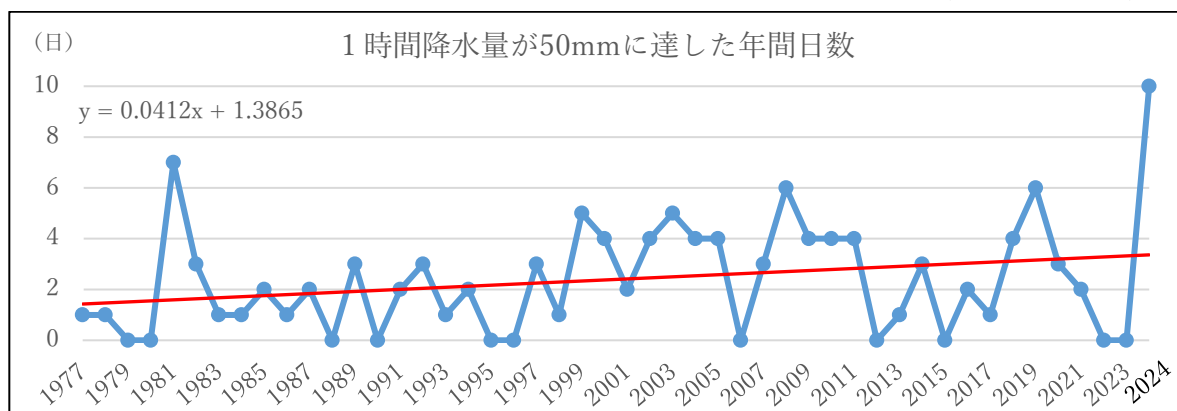


図 4 気象庁 HP⁹ のデータを用いて東久留米市が作成

注 東京都内 10 地点（小河内、小沢、青梅、練馬、八王子、府中、世田谷、東京、江戸川臨海、羽田）

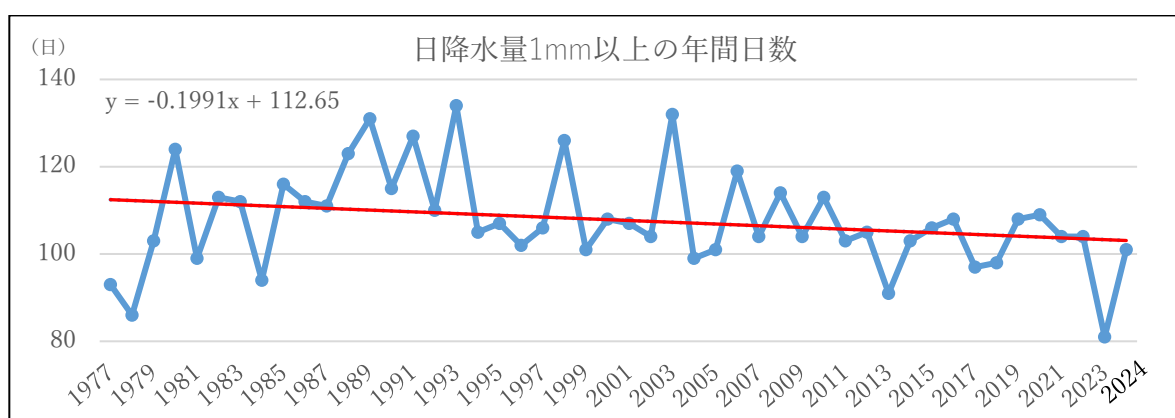


図 5 気象庁 HP⁷ のデータを用いて東久留米市が作成

各グラフが示すように、私たちの身の回りにおいても気温の上昇や大雨が増加していることが確認できます。また、全国的に見ますと大型台風、梅雨前線による大雨、大雪等による災害が発生しており、こうした気象現象は地球温暖化の影響と考えられます。

令和元(2019)年 10 月に発生した台風 19 号（令和元年東日本台風）は、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、約 52 万戸の停電をもたらしました。また、令和 6 (2024) 年元日に発生した石川県能登半島地震においても発災から 70 日たった同年 3 月中旬においても、なお約 240 戸の停電が続きました。¹⁰

以上のとおり、自然災害が発生した際、電力会社からの供給が途絶える（停電する）場合があり、照明をはじめ、エアコン、上下水道、インターネット回線（Wi-Fi 等）の利用等、電気への依存度が高い現代の生活スタイルに大きな影響を与えます。また、スマートフォンが充電できないことから、連絡・情報収集ツールを失うといった状況も考えられます。

地球温暖化による影響とは、気温上昇、大雨の増加、大型台風などの異常気象の発生だけでなく、災害や農作物への影響など多岐に渡ります。気候変動の原因となる温室効果ガスの濃度を下げるた

⁸ 環境省 HP から引用。 <https://www.env.go.jp/content/900449806.pdf> P2

⁹ 気象庁 HP から引用。 <https://www.data.jma.go.jp/risk/obsdl/index.php>

¹⁰ 内閣府 HP から引用。 https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_36.pdf

め、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」の取り組みが急務であり、化石エネルギー（例：火力発電）から再生可能エネルギー（例：太陽光発電）へ転換することが必要です。再生可能エネルギーを導入・拡充することにより「エネルギーの地産地消」の仕組みの構築を進めることは、カーボンニュートラルの視点のみならず、災害時においては、ブラックアウト（大規模停電）を回避する等、まちの強靱化（災害レジリエンス）に寄与し、さらに、地域経済の面からは、エネルギー代金（電気代等、エネルギーを使うために必要な費用）が域外に流出することなく市内に循環し（市内で消費され）、まちの賑わい、活性化の好循環をもたらします。これがGXの鍵です。

エネルギー地産地消のイメージ

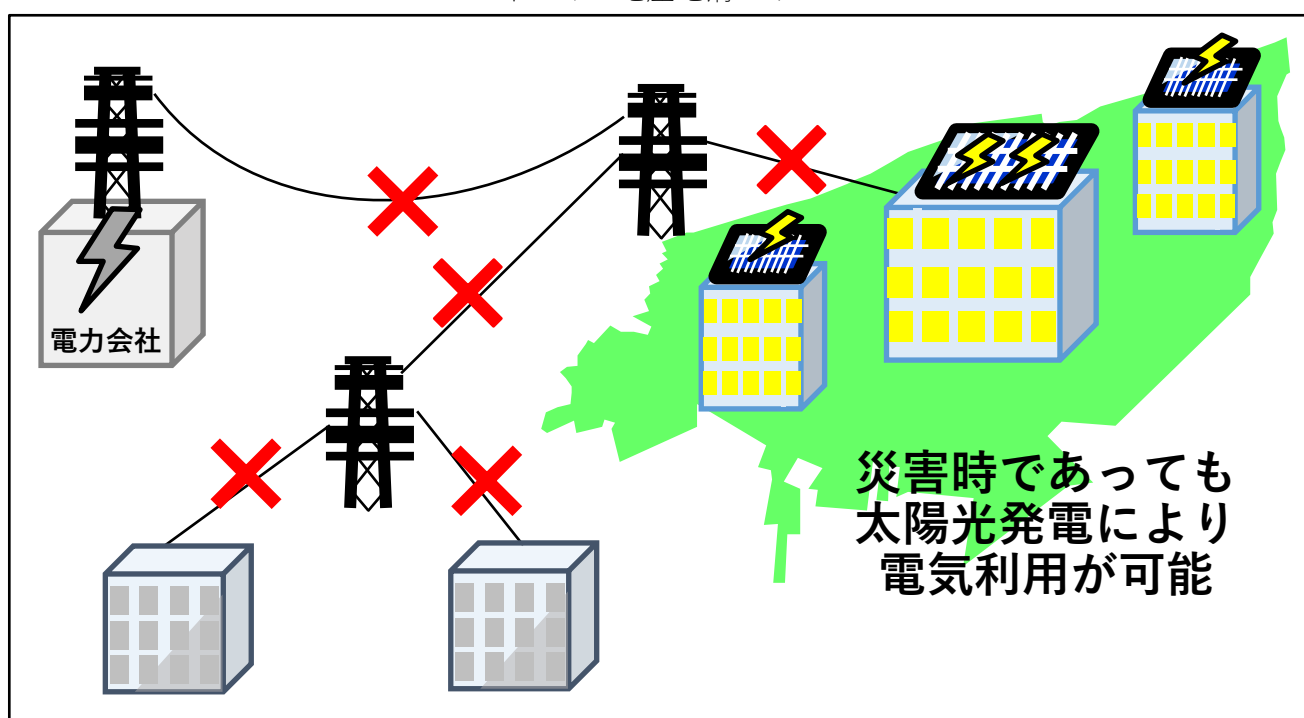


図6 東久留米市作成

現在、世界的にカーボンニュートラルの機運が高まっており、日本では、令和32年に当たる2050年までに温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。以下「2050年カーボンニュートラル」という。）」を目指すことを宣言し国を挙げた取り組みを推し進めています。本市としても、持続可能な強靱性の高いまち「あんしんして暮らせるまち」を目標として、令和5(2023)年3月「東久留米市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

再生可能エネルギーへ移行することにより経済社会システム全体の変革が期待される「GX」の推進は、国だけでなく、いま、東久留米市にも求められています。カーボンニュートラル・災害レジリエンス・地域経済の好循環の三位一体の取り組みとして、再生可能エネルギーの一層の導入を軸足に置き、自立・分散型のエネルギーシステムを構築することにより市民が「あんしんして暮らせるまち」へとつながるため、その羅針盤となるGX推進方針を策定しました。

3. 国・都の動向

本方針は、国及び都の動向と歩調を合わせ、適切かつ着実にGX施策を進めていくために策定するものです。そのため、次の法律、戦略、会議、計画、方針等との整合を図ります。

i 国の動向（法律、戦略、会議等）

令和2(2020)年10月、菅内閣総理大臣（当時）は、第203回国会の所信表明において、令和32(2050)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、積極的に地球温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長につながるという発想の転換が必要であることを説いています。その後、国は、令和4(2022)年7月にGX実行会議を立ち上げ、エネルギーの安定供給の再構築に向けた方策、それを前提として、日本の経済・社会、産業構造を脱炭素へ転換していくため今後10年間のロードマップについて議論を重ね、GXを通じ脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するべく、「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定、また「GX推進法¹¹」、「GX脱炭素電源法¹²」を成立させ、「成長志向型カーボンプライシング構想¹³」等の新たな政策を具体化しました。これらの政策を実行するため令和5(2023)年7月に閣議決定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（以下「GX推進戦略」という。）」では、地方公共団体が取り組むべきものとして「公営企業を含む全ての事務及び事業について、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施する。」と記載されており、本市としても着目していくことが必要な事項です。さらに、2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要であると、国は、先行投資を支援するため、令和5(2023)年度からの10年間で20兆円規模の脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）を発行することを発表しました。

この他、GX推進に関係する国の計画として、1点目、令和6年5月に閣議決定された「環境基本計画」では、地方公共団体は、今後益々激甚化が予想される災害やこれによる停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等の整備を推進する。2点目、令和3年10月に閣議決定された「エネルギー基本計画¹⁴」では、地域に賦存する再生可能エネルギーの地産地消は、災害時のエネルギーの安定供給の確保や地域活性化の観点から重要であって、かつ、太陽光発電について言えば、自家消費や地産地消を行う分散型エネルギーリソースとして、地域におけるレジリエンスの観点でも活用が期待され、更なる導入拡大が不可欠である。3点目、令和3年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画¹⁴」では、2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」への「3つの移行」を加速させ、持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン（再設計）」を強力に進めていく。4点目、令和5(2023)年6月に再生可能エネルギー・水

¹¹ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律

¹² 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等（※）の一部を改正する法律

※①電気事業法、②核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）、③原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律、④再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）、⑤原子力基本法

¹³ 環境省 HP 参照：<https://www.env.go.jp/content/000110549.pdf>

¹⁴ 令和6年12月26日に開催された第14回GX実行会議において、石破内閣総理大臣から、次期「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」を令和6年度内の閣議決定を目指す旨の発言がありました。

素等関係閣僚会議にて決定された「水素基本戦略¹⁵」では、燃焼時にCO₂を排出しない水素は、カーボンニュートラルに向けた鍵となるエネルギーであり、S（Safety）＋3E（Energy Security、Economic Efficiency、Environment）を前提として水素導入を図る。とあります。これら各計画との整合を図ってまいります。

G X推進戦略（自治体に取り組むべきもの）抜粋

5. 社会全体のG Xの推進

（2）需要側からのG Xの推進 1）地域・くらしのG X

地域金融機関や地域の企業等との連携の下、地域特性に応じて、各地方公共団体の創意工夫をいかした産業・社会の構造転換や脱炭素製品の面的な需要創出を進め、地域・くらしの脱炭素化を実現する。

このため、地球温暖化対策計画に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、各府省庁の支援策も活用することで、G Xの社会実装を後押しする。また、地域脱炭素に向けた「重点対策」を実施し、地域脱炭素を加速化していくため、政府による財政的な支援も活用し、地方公共団体は、公営企業を含む全ての事務及び事業について、地域脱炭素の基盤となる重点対策（地域共生・ひ益型の再生可能エネルギー導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）を率先して実施するとともに、企業・住民が主体となった取組を加速する。「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動」等を通じ、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変革を促し、需要を喚起する。

ii 東京都の動向（計画、方針、戦略）

東京都は、令和4年9月に策定した環境基本計画において、「気候危機とエネルギー危機という2つの危機に直面する今、世界は脱炭素化とエネルギー自給率の向上に向け構造転換を進め、エネルギーを④減らす ①創る ①蓄める、「HTT」の観点から政策を磨き上げ、脱炭素化とエネルギーの安全保障の一体的実現を図っていくことが必要」として、『エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用』、『自然と共生する豊かな社会の実現』、『良質な都市環境の実現』から成る3つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取り組みを戦略0とする『3+1の戦略』により、各分野の環境問題を包括的に解決していくことを謳っています。本市としては、都のG Xに関する施策展開や区市町村への補助制度の動向に注視し、都の方向性と軌を一つにしながらG Xを推進していくことが必要です。

¹⁵ 内閣官房 HP からの引用。 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_energy/pdf/hydrogen_basic_strategy_kaitei.pdf

4. 東久留米市の現状と課題

本市の人口は、平成28(2016)年の117,128人をピークに減少しているものの非常に緩やかであり、ほぼ横ばいで推移しています。国立社会保障・人口問題研究所が平成30(2018)年に公表した地域別将来人口推計でも緩やかな人口減少が示されており今後も減少傾向が続くと予想されています。また、年齢区分別に分けた推移によると、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15～64歳)はともに減少が続く一方で高齢人口(65～74歳及び75歳以上)、とりわけ75歳以上の人口増加が見込まれます。これに対して、人口減少の弊害を低減する取り組みが必要です。

昭和30～40年代半ばの人口急増に応じ、市民が安心・快適に暮らせる生活環境を確保するため、公共施設の整備を急速に進めてきました。そのため、築30年以上が経過する施設は、建築系公共施設では7割を超えており、大規模改修等による老朽化対応が必要な施設が増えてきています。その他、災害に対する備えや、被災からの復興力・回復力を鍛えること(災害レジリエンスの向上)、さらには地域経済の活性化といった課題もあります。

また、地球温暖化対策についてみると、本市役所の事務及び事業において排出される温室効果ガスの総排出量については、削減の取り組みの結果、基準年度(平成25(2013)年度)から減少しておりますが、規模が大きな公共施設においては、設備の老朽化が進みエネルギー効率が下がっていることもあり、エネルギー使用量は、増加傾向にあります。そのため、設備の高効率化への更新も課題です。

補足： 令和2(2020)年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令等に伴い令和3(2021)年度の温室効果ガス総排出量は低い値となりました。

令和5(2023)年8月「柳泉園クリーンポートのごみ発電余剰電力を活用した電力地産地消事業基本協定」により、同施設から電力供給を受けているため、温室効果ガス排出量の削減に寄与しています。協定期間終了後にあたる令和9(2027)年度以降の取り組みについては、引き続き検討を要します。

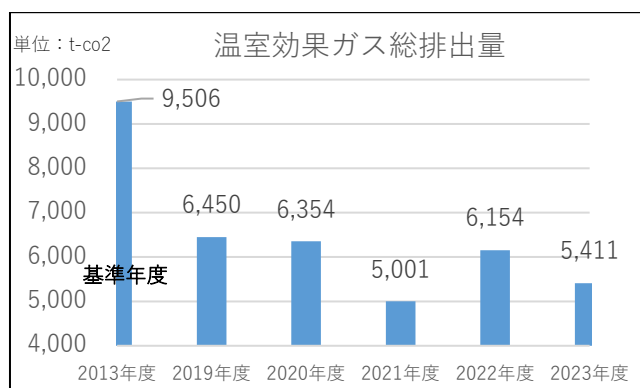


図7 東久留米市における事務及び事業における温室効果ガス総排出量 (単位: t-CO2)

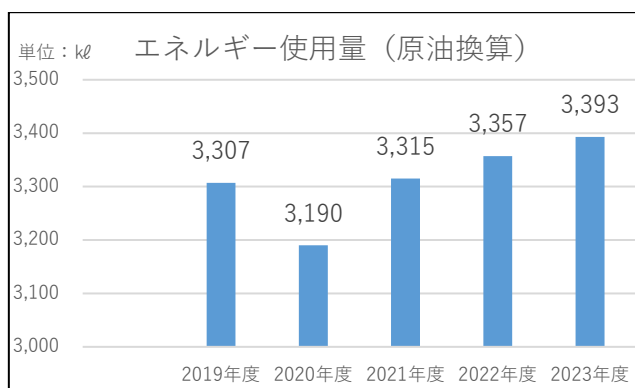


図8 東久留米市における事務及び事業におけるエネルギー使用量 (原油換算) (単位: kℓ)

5. 東久留米市役所の事務及び事業におけるGXに関連した取り組み（柳泉園組合の取組を含む）



平成 12 年

2000 年

柳泉園クリーンポートにおける
廃棄物処理による発電を開始

柳泉園組合は、清瀬市、東久留米市及び西東京市の廃棄物を共同で処理するために設立された一部事務組合。



令和 4 年

2022 年

東久留米市における脱炭素化・再生可能
エネルギーの利用に向けた最適化の基本的考え方を策定



令和元～3 年

2019-21 年

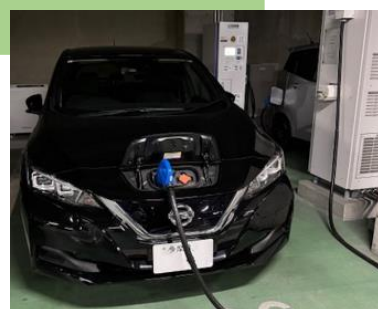
市役所本庁舎の
LED化



平成 31 年

2019 年

初の電気自動車
(公用車) 導入



2023 年③



令和 5 年

2023 年

- ① 東久留米市ゼロカーボンシティ宣言
- ② 柳泉園クリーンポートのごみ発電余剰電力を活用した電力地産地消事業
- ③ 市役所本庁舎に太陽光パネル・蓄電池設置、V2B導入、VPP構築



令和 7 年

2025 年

東久留米市
GX推進方針を策定



2025 年以降

- エネルギー地産地消の促進
- 太陽光発電システム及び蓄電池等の拡充
- 新たな公共施設のZEB化
 - ・高効率空調、LED照明、高断熱材等の採用
 - ・脱炭素各種仕様の採用
- 既存の公共施設におけるLED照明への交換
- 市役所本庁舎を高断熱化、高効率化等へ改修
- PPA、VPPの効果的活用
- 公用車のEV車等切り替え促進

(注) 令和 7 (2025) 年以降の各種取り組みは一例です。今後、関連する分野の事務及び事業において、該当分野の計画等も勘案し、より合理的かつ、効率的なGX方策を採用の上、適切に進めていくこととなります。

第2章 基本的事項

1. 目指す姿と基本的な考え方

目指す姿：**あんしんして暮らせるまち**
～エネルギーの地産地消を推進し、災害に強いまちづくり～

東久留米市第5次長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間として、「まちの将来像」に「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」を掲げています。市民がいきいきと暮らすためには、安全・安心に生活できる環境の整備はもとより、Well-being 向上へとつなげる視点が不可欠であることから、このGX推進方針では、長期総合計画との整合を図り、『あんしんして暮らせるまち』を目指します。

明治22(1889)年に誕生した久留米村の発展に大きな影響を与えたのは、大正4(1915)年、池袋―飯能間に開通した武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）と、東久留米駅の開設です。この駅の誕生により流通が進み、人の往来も盛んになりました。昭和31(1956)年に「久留米町」となり、ひばりが丘団地・東久留米団地・滝山団地・久留米西団地などが次々と建設され人口は急増。特に昭和35(1960)年（約19千人）から昭和45(1970)年（約78千人）までの10年間で約4.1倍の増加を記録し、当時、「日本で最も人口の多い町」となりました。そして、昭和45(1970)年に「東久留米市」となった後も人口は増加しましたが、平成28(2016)年の117,128人をピークに現在に至っています。

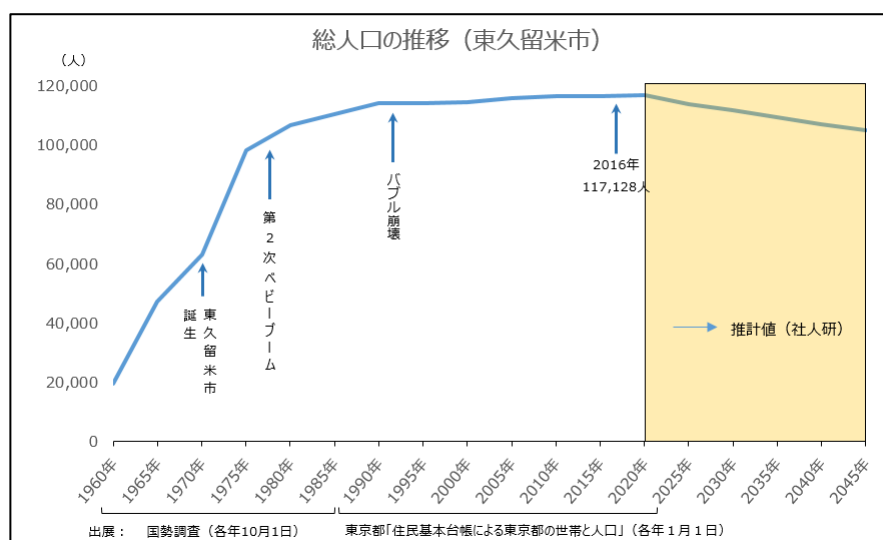


図9 東久留米市デジタル田園都市国家構想総合戦略から引用

高度経済成長期では、人口増に伴う生産年齢人口の増加が経済成長率を高めていた（人口ボーナス）ため、公共施設の整備が、社会資本の増加につながりましたが、現在は、生産年齢人口の減少により経済成長率が低下しています（人口オーナス）。令和5(2023)年の本市の生産年齢人口は、全体の約6割でしたが、令和27(2045)年では、約5割まで落ち込むと推測されています。人口オーナスが進むこれからの時代において、公共施設の管理運営経費を利用者からコスト回収する発想は現実的ではありません。そのため、これからの公共施設は、施設そのものに新たな付加価値を創出する仕組みを構築することが求められます。例えば、公共施設に整備した太陽光パネルにより発電した電気

を売却することで利益（収入）を得る。もしくは、その電気を公共施設で活用することによりエネルギー代金の域外への支出を減らす。こうしたことが考えられます。

S D G s では、「経済、社会及び環境というその三つの側面において、バランスがとれ統合された形で達成する。」という考え方が明確に打ち出されています。また、いわゆる S D G s ウェディングケーキ¹⁶の図に象徴されるように、経済社会活動が、自然資本（環境）の基盤の上に成立し、自然資本の毀損が経済社会活動に悪影響を及ぼすとの認識を世界的に定着させつつあります。本方針も同様、再生可能エネルギーの導入という 1 つの取り組みが、カーボンニュートラル（環境）、災害レジリエンス（社会）、地域経済の好循環（経済）の三つの側面における課題の同時解決につながり、地域循環共生圏（ローカル S D G s）を形成する一助となります。

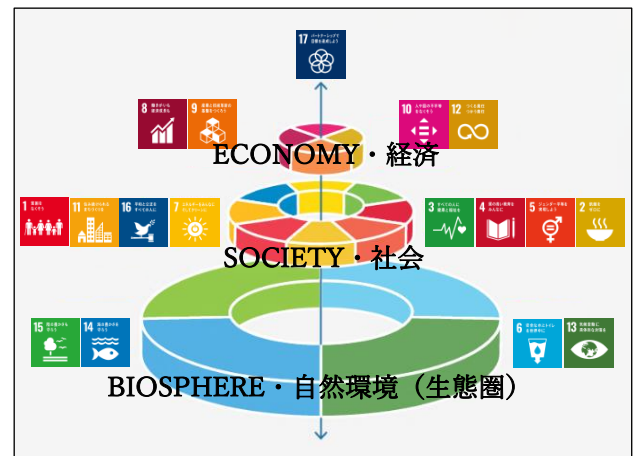


図 10 Stockholm Resilience Centre の図に東久留米市が追記

国や都の政策では、「2050年カーボンニュートラル」や「ウクライナ・ロシア情勢によるエネルギー問題」といった地球規模の諸課題が大きく取り上げられていますが、これら気候変動（地球温暖化）やエネルギー問題は、私たち地域の政策においても、決して対岸の火事ではありません。猛暑日やゲリラ豪雨の増加など、私たち自身も体感できる昨今。災害が、いつ私たちの身に降りかかってきたとしても不思議でない状況です。災害時、電力会社からの供給が途絶えた場合であっても電気が利用できることの備えが肝要です。安定的なエネルギー供給は、市民生活、社会・経済活動の根幹であり、市政の重要課題の一つです。そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、省エネルギーの徹底はもちろんのこと、太陽光発電システムや蓄電池の拡充、公用車を電気自動車または燃料電池車へ切り替えの促進、環境にやさしい公共施設の整備・改修など、脱炭素効果の高い取り組みを進めるとともに、カーボンニュートラルといった気候変動対策とエネルギー安定供給への対応とを同時に進めることができる G X を推進する必要があります。

この目指す姿を実現するためには、市民・事業者・行政等の多様な主体が、各々の役割を認識し、連携・協力して取り組むことが大切です。そのためにも次に掲げる 5 つの考え方に基づき、本市の G X を推進していきます。

0. 脱炭素社会の実現・地域循環共生圏（ローカル S D G s）

この概念は、全ての事務及び事業を進める際の基礎とします。

2050年ゼロカーボンシティの達成を目指します。

環境・社会・経済の課題の同時解決を目指します。

1. 地域エネルギー（エネルギーの地産地消）

再生可能エネルギーの一層の導入を目指します。

ごみを資源として得られるエネルギー（廃棄物発電）の効率化を目指します。

地域で創られたエネルギーを市民に還元できる仕組みの確立を目指します。

¹⁶ Stockholm Resilience Centre H P 参照：<https://stockholmresilience.org/s/zuxh04zq50bif0q5cbbhyghz0o9mjbch>

2. 災害レジリエンス

再生可能エネルギーの取り組みに合わせ災害・減災対策を講じ、災害に強いまちを目指します。

3. 地域経済循環・地域連携

地域や事業者等と行政との連携により、それぞれの力を最大限に引き出し、地域の経済的支出が地域の中で消費される地域経済の好循環を目指します。

市民への充実した情報提供に努め、市を挙げて取り組みます。

民間投資の活用を検討します。

地域内の多様な分野との協働を進めます。

4. 公共施設マネジメント

デジタル技術を活用した行政活動のトランスフォーメーション（フロントヤード改革等）を図りながら、公共施設における脱炭素化（エネルギーの最適化、高効率機器の導入、新たな公共施設のZEB化等）に取り組み、利便性・生産性・地域環境の向上等を目指します。

本方針は、本市の特色や強み、ポテンシャルなどを活かし、自然エネルギーを活用した強くしなやかなまちづくりの方向性を示します。本市におけるGXに関する施策を総合的かつ中長期的に推進するため、各分野の個別計画及び各種事務事業の横断的な指針として、市が進めるGXの羅針盤となります。

2. 取り組む際に必要な視点

GXを推進するためには、次の視点が必要です。

1. 市民が主役：市民目線で市民と共に創る

人と自然に寄り添い、力を合わせ、さまざまな場面で主体的に力を発揮し、市民と共に固定概念に捉われることのない、新しい考え方をもってGXを進めます。

2. 着実なる前進：点（個々の取り組み）を線でつなぎ網（ネットワーク）を構築する

GXプレイヤーを増やし、各プレイヤーがスクラムを組みチーム力を高めます。

スモールスタートから始め、再生可能エネルギーを拡充し、その拠点間を線で結ぶことによりレジリエンスを高めます。

3. 部門横断的：組織の英知を集結させる

様々なところにGXのヒントがあります。東久留米市の総力を挙げて取り組むことにより、事業スピードを高めます。「1人の10歩」より「10人の1歩」の方が、大きな力を生み出します。

4. EBPМによる政策の実効性の向上：前例踏襲でない、高みを目指す

政策効果の測定、費用対効果（コストパフォーマンス）等、常に根拠や裏付けを基にした政策判断が必要です。確実性は最大の武器です。

5. 限りあるスペースの活用：最大限の活用で裨益効果を増大する

公有地や公共施設には、限りがあります。これらを、効率よく利用しながら波及効果を得る必要があります（スペースパフォーマンス）。

6. 適時適切：機会損失をなくす

GXの分野も日進月歩の技術革新が多くあります。施策と合致する最良の手法が選択できるような情報の収集が必要です。

3. 目標年次

本市は、私たちが生まれ住むこの地球環境を次の世代に引き継げるよう市民・事業者・行政が一体となり「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指すことを宣言しました。この宣言は、本方針が目指す「あんしんして暮らせるまち」に通ずるものとなることから、本方針の目標年次を令和32(2050)年とします。さらに、令和5(2023)年7月に閣議決定されたGX推進戦略は、地方公共団体への地域脱炭素の基盤となる重点対策の率先実施についての記述があることから、GX推進戦略が更新された際は、本方針と時点の現況とを照らし合わせながら必要に応じてバージョンアップの検討を行います。

さらに、今後の社会情勢や技術開発、環境に関する知見の向上、市民の環境に対する価値観の変化等への適切な対応に向けて、必要に応じ、見直しを図るものとします。

4. 方針の位置づけ（関連する市の計画との関係）

本方針は、本市が進めるGXの指針となるものであり、国が定める「GX推進戦略」に即し、東久留米市長期総合計画をはじめとした他の関係する計画と連携・整合を図り、各種取り組みを推進する際の分野横断的な指針として位置づけます。

また、本市の行政計画のうち、特にGXとの関連性がある計画は、以下のとおりです。

- ・GX推進の基礎とすべき事項

東久留米市デジタル田園都市国家構想総合戦略
東久留米市財政健全経営に関する基本方針（改定版）
東久留米市SDGs推進方針
東久留米市都市計画マスタープラン
東久留米市DX推進方針

- ・カーボンニュートラルの事項

東久留米市環境基本計画
東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画
東久留米市一般廃棄物処理基本計画

- ・災害レジリエンスの事項

東久留米市国土強靱化地域計画
東久留米市地域防災計画

- ・公共施設マネジメントの事項

東久留米市公共施設等総合管理計画
未来志向の公共施設の考え方
近未来型市役所実現ビジョン

なお、本方針は、令和4(2022)年8月に策定した「東久留米市における脱炭素化・再生可能エネルギーの利用に向けた最適化の基本的考え方」を引き継ぐ形として（考え方を内包して）取りまとめたため、本考え方は廃止します。

また、本方針は、SDGs17の目標のうち、7, 8, 9, 11, 13, 17の達成を目指します。



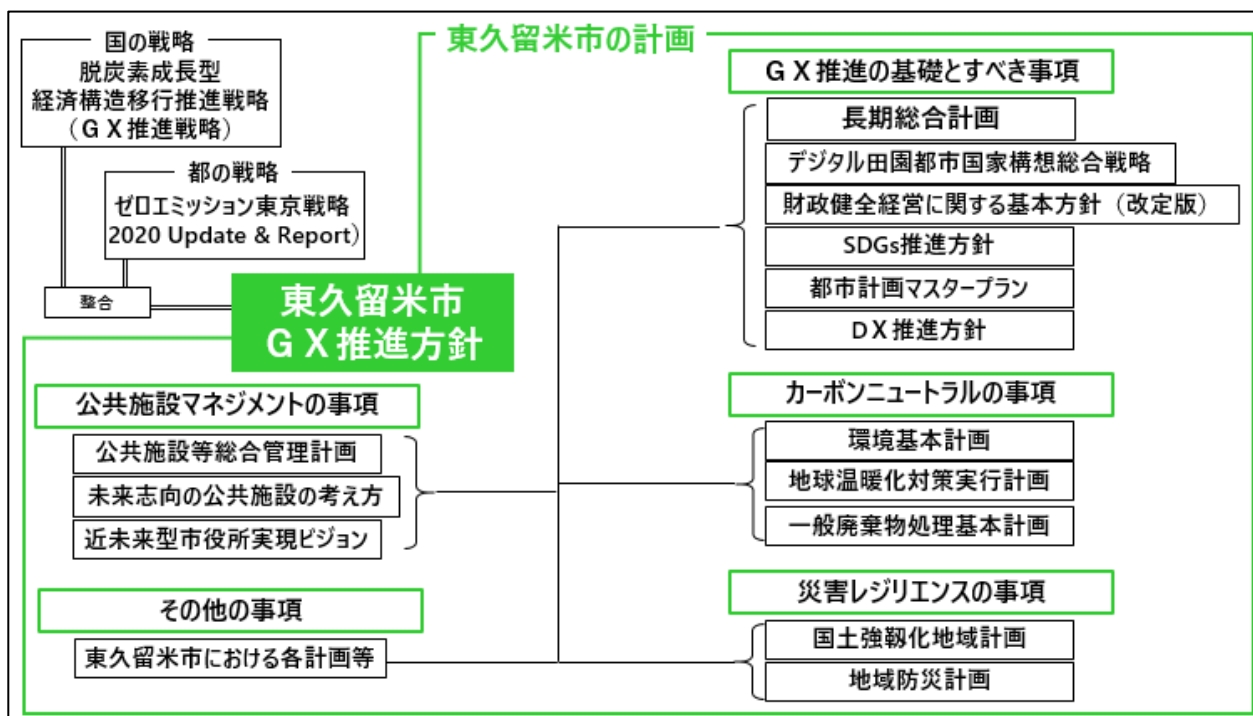


図 11 東久留米市作成

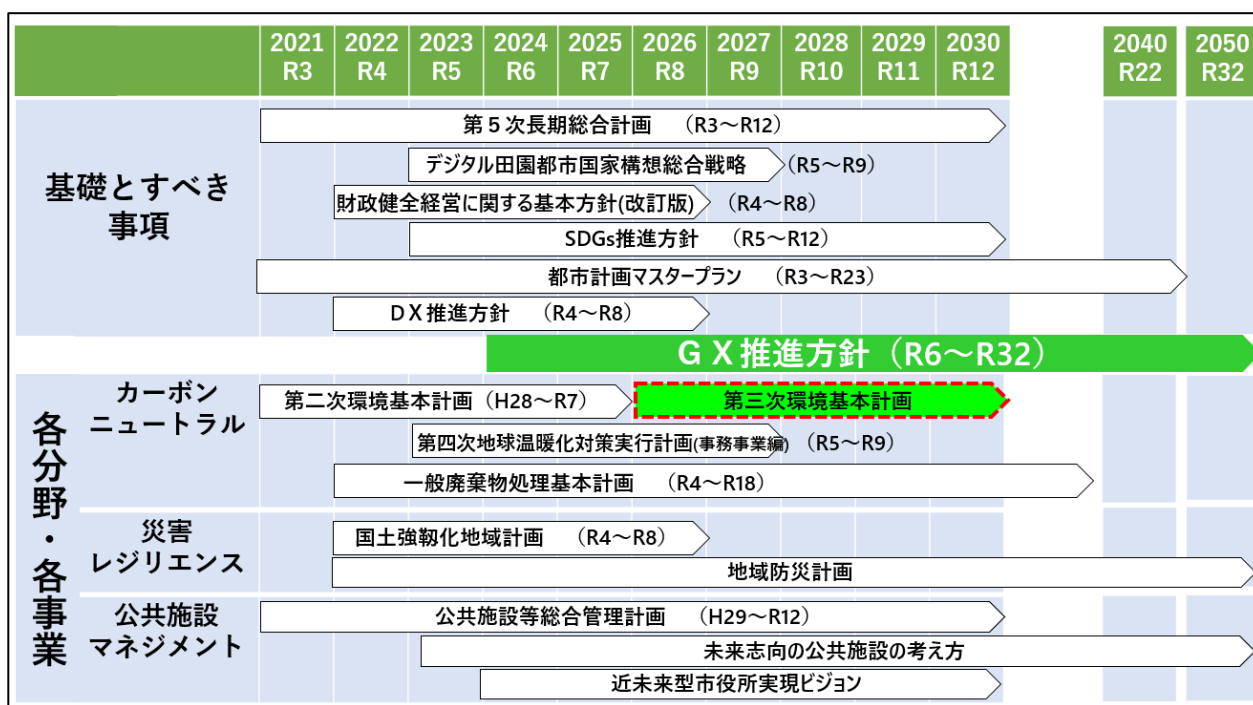


図 12 東久留米市作成

※第三次環境基本計画に包含して策定を予定している「地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」につきましては、本方針の趣旨を加味した内容となるよう検討を進めます。

第3章 推進の体制

1. 推進体制

全庁横断的に取り組みを推進するため、東久留米市経営戦略本部の下、G X推進事務局を設置するとともに、各施策の関連部署と連携し、調整等を図りながら、具体的な手法等を検討し全庁的に推進します。また、必要に応じ企業等をはじめ外部との連携を図ります。

東久留米市経営戦略本部

構成員

本部長：市長

副本部長：副市長

本部員：教育長、各部（局・室）長

所掌

- ・進捗管理
- ・G X推進事務局に対する検討指示
- ・G X推進事務局から報告・提案があった事項等にかかる指示・承認・決定

G X推進事務局

構成員

事務局長：企画経営室長（統括）

副事務局長：企画調整課長（政策調整、判断）

行政経営課長（行財政、D X）

公共施設マネジメント担当課長（公共施設）

企画経営室主幹（総務）

事務局員：管財課長（エネルギー関係）

防災防犯課長（災害レジリエンス）

環境政策課長（カーボンニュートラル）

都市計画課長（都市計画・まちづくり）

施設建設課長（建築技術）

所掌

- ・全般的事項の検討
- ・関連の事務、事業の計画等との調整
- ・情報収集、分析
- ・その他、経営戦略本部から指示を受けた事項

分野別の検討員

検討を要する専門分野の関係所管課長をG X推進事務局会議に出席させることができる。

例：産業政策課長（地域経済循環他）

ごみ対策課長（廃棄物発電）

（注）この他の項目を検討する際は、当該分野を担当する課長を出席させることができる。

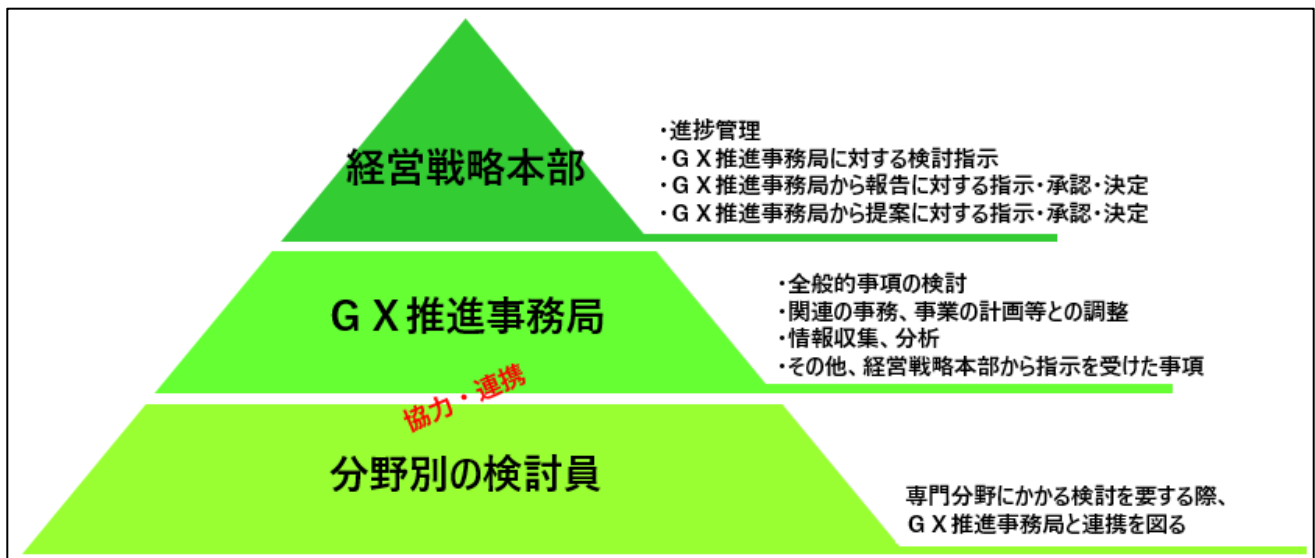


図 13 東久留米市作成

2. 推進の流れ

G X 推進にあたっては、目指す姿に向けた実効性のある施策を推進する必要があります。

そのため、関連する各分野の個別計画及び各種事務事業は、常に G X の観点を念頭に置き取り組みを進めていきます。また、各種事務事業ごとの P D C A サイクルの中で、G X の進行状況を管理するとともに、社会情勢の変化や市民意向を把握するなどして、適切な振り返りを行います。

参考 1 国、都の戦略や計画等

i 国の法律、戦略等

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）

世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組等が進められる中で、我が国における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するため、GX推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料採取者等に対する賦課金の徴収及び特定事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（法第1条）

脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）（令和5（2023）年7月閣議決定）

令和5（2023）年2月10日に閣議決定した「GX実現に向けた基本方針」及び「GX推進法」、「GX脱炭素電源法」の成立によって、「成長志向型カーボンプライシング構想」等の新たな政策を具体化し、これらの政策を実行するため「GX推進法」に基づき、「GX推進戦略」を閣議にて決定されました。気候変動問題への対応に加え、ロシアによるウクライナ侵略を受け、国民生活及び経済活動の基盤となるエネルギー安定供給を確保するとともに、経済成長を同時に実現するため、主に以下二点の取り組みを進めるものです。

- ・エネルギー安定供給の確保に向け、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などのエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換などGXに向けた脱炭素の取り組みを進めること。
- ・GXの実現に向け、「GX経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行を行うこと。

成長志向型カーボンプライシング構想

「カーボンプライシング」とは、炭素に価格をつけて、炭素の排出者の行動を変容させる政策手法です。

「2050年カーボンニュートラル」の達成とともに、日本の産業競争力強化・経済成長を実現するためには、さまざまな分野で投資が必要となります。その規模について、国は、今後10年間で150兆円を超える規模が必要と想定しています。新たな国債の発行による先行投資支援や、炭素の排出量取引、炭素に対する賦課金制度の導入など、以下の3つの措置があります。「成長志向型」とある通り、規制と支援を一体化した投資促進策により、経済成長につなげるようなしくみが示されています。

- ・「GX経済移行債」を発行し、先行投資をおこなう。

新たに「GX経済移行債」を創設し、これを利用して、国が20兆円規模の先行投資支援を実行することで、官民で150兆円超のGX投資の実現に向け、民間投資を引き出す。

- ・カーボンプライシングの導入によるGX投資先行インセンティブ。

企業が自主的に参加するGXリーグにおいて、令和5（2023）年4月から試行的に「排出量

取引制度」がスタート。「排出量取引」とは、各企業の排出実態に応じて、目標以上に削減を達成した企業が、目標達成できずに排出した企業と、排出量を取引することができる制度。

- ・新たな金融手法の活用。

大規模なGX投資を実現するためには、「GX経済移行債」による国の支援と合わせて、国内外のESG投資（環境・社会・企業統治に配慮している企業におこなう投資）の呼び込みを促し、民間金融機関や機関投資家の力を活用することが必要。そのため、グリーン・ファイナンス（環境に配慮した事業に特化した金融）の国内市場発展の整備を進めるとともに、炭素を排出する事業活動を脱炭素型事業に移行させるための投融資（トランジション・ファイナンス）に対する国際的な理解を深める取り組みを強化する。

GX実行会議（議長：内閣総理大臣）

産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革、すなわち、GX（グリーントランスフォーメーション）を実行するべく、必要な施策を検討する会議体。

環境基本計画（令和6(2024)年5月閣議決定）

この計画は、環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものです。平成6(1994)年に閣議決定された第一次環境基本計画から、約6年ごとに見直されています。今や環境と経済は対立、矛盾する関係ではなく、基盤である環境とその上で成立する経済は、いわば「同期」「共進化」していくべきものであり、また、「循環共生型社会」の構築のためには、健全で恵み豊かな環境を基盤として、その上で経済社会活動が存在していることを前提に、経済の成長や社会基盤の質の向上等を主たる目的とした取組が環境負荷の増大につながらないようにすることが必要不可欠といった記述があります。

エネルギー基本計画（令和3(2021)年10月閣議決定）

この計画は、エネルギー政策基本法第12条に基づき、エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定めるエネルギーの需給に関する基本的な計画です。気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すことなどを重要なテーマとしており、エネルギーの安定供給を確保していく上では、近年の自然災害の頻発・激甚化によりエネルギー供給が危機に瀕したことなども踏まえる必要があり、こうした課題を克服し、エネルギーの安定供給(Energy Security)を確保するため、多層的に構成されたエネルギーの供給体制が、平時のみならず、危機時であっても適切に機能する強靱性(レジリエンス)を高めていくことが重要であるといった記述があります。なお、令和6(2024)年12月、政府は、エネルギー基本計画(原案)を総合資源エネルギー調査会・基本政策分科会(第67回会合)へ提示し改定に向けた議論を進めています。

地球温暖化対策計画（令和3(2021)年10月閣議決定）

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が定める総合計画であり、平成28(2016)年5月に閣議決定した前回の計画を5年ぶりに改定されました。我が国は、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことや、エネルギーの地産地消やエネルギーの面的利用は、効率的なエネルギー利用や、地域活性化、災害時の停電等のリスクを低減させることにもつながることから、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させる「気候変動×防災」の観点からも望ましいといった記述があります。なお、令和6(2024)年12月、政府は、地球温暖化対策計画（案）を中央環境審議会地球環境部会2050年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討WG合同会合（第7回）へ提示し改定に向けた議論を進めています。

水素基本戦略（令和5(2023)年6月策定）

我が国は、グリーントランスフォーメーション（GX）を通じて、エネルギー安定供給、経済成長・国際的な産業競争力強化、そして脱炭素の三つを同時に実現することを目指しており、「成長志向型カーボンプライシング構想」の下、今後10年間に官民で150兆円超のGX関連投資を引き出すべく、国による20兆円規模の先行投資支援を行う方針を示している。

今後、水素・アンモニアの大規模かつ強靱なサプライチェーンの構築や供給インフラの整備支援の実施が検討されている中で、我が国の水素社会への歩みは、技術開発段階から商用段階への移行を迎えており、水素社会実現の成否が、国家の競争力を左右するものになるとも言える。そのため、これまで以上に、水素関連技術の進展状況について、定期的に科学的な評価をしながら、政策リソースを適切に配分していく必要があり、政府は今後の見通しを明確化することで、民間企業の投資を最大限促進していく。

水素は、様々なエネルギー源から作ることができ、燃焼時にCO₂を排出しないことから、カーボンニュートラルに向けた鍵となるエネルギーである。加えて、水素はその利活用において、燃料だけでなく、原料としても活用の可能性があることから、幅広い産業分野での活用が見込まれる。我が国における水素の導入に向けては、S（Safety：安全・安心な水素社会の実現のために、適切な保安基準を整備する）+3E（Energy Security：国内製造が可能、かつ、供給源も多角化され得るという点でエネルギー安全保障の強化にも資する、Economic Efficiency：水素の経済的な自立を目指す、Environment：カーボンニュートラル実現に向けてトランジションの観点も踏まえながら、低炭素水素の導入を促進する）を前提として、水素の導入を図っていく。

持続可能な開発目標(SDGs)実施指針(SDGs推進本部決定令和5(2023)年12月19日)

国においては、SDGsの実施を総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とするSDGs推進本部を平成28(2016)年5月に設置し、同年12月には、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針(以下「実施指針」という。))」を決定しました。なお、実施指針は令和元年(2019)、令和5(2023)年と一部改定されています。

実施指針は、日本が2030アジェンダを実施し、令和12(2030)年までに日本の国内外においてSDGsを達成するための中長期的な国家戦略として位置づけられています。

また、実施指針では「誰一人取り残さない」社会を実現するため、以下のビジョン及び8つの優先課題を掲げています。

ビジョン

- ① 日本の持続可能性は世界の持続可能性と密接不可分であることを前提とし、国内実施、国際協力の両面において、誰一人取り残されることのない持続可能な世界に変革することを目指す。
- ② SDGsは「経済・社会・環境」の三側面を含むものであり、これらの相互関連性を意識して取組を推進する。

優先課題(取組)

- ① あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- ② 健康・長寿の達成
- ③ 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ④ 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- ⑤ 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- ⑥ 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- ⑦ 平和と安全・安心社会の実現
- ⑧ SDGs 実施推進の体制と手段

ii 東京都の計画、方針等

東京都環境基本計画(令和4(2022)年9月策定)

戦略0 危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

総力戦でエネルギーを「へらす・つくる・ためる(HTT)」取り組みの推進 など

戦略1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

再生可能エネルギーの主力電力化、サーキュラーエコノミーへの転換 など

戦略2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現 など

戦略3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

良好な大気環境の実現や、強靱(きょうじん)な廃棄物処理体制の確立 など

都は、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適な「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指していきます。

参考：東京都環境基本計画の位置づけ

東京都環境基本条例第9条第1項に規定する計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律第

21条第3項に規定する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に規定する計画。また、本計画に記述の施策は、都政の羅針盤である「『未来の東京』戦略」の推進を図るもの。

カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針（令和4(2022)年9月策定）

<脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現>

気候危機が既に我々の身近に及ぶ中、今般のウクライナ・ロシア情勢は、我が国のエネルギー供給の脆弱性という課題を改めて顕在化させた。海外の化石燃料に依存する我が国においては、エネルギー安全保障の確保の観点からも、省エネの更なる深掘りと、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化による脱炭素化の推進が不可欠である。

都は、日本の首都として、また、都外から供給されるエネルギーに支えられているエネルギーの大消費地の責務として、この気候危機とエネルギー危機という2つの危機を、都民・事業者と共に総力戦で乗り越えていかなければならない。

2050年CO₂排出実質ゼロ、2030年カーボンハーフの実現に向けて、我々に残された猶予はない。今こそ、これまで都が実施してきた気候変動対策を抜本的に強化・徹底し、脱炭素化とエネルギーの安全保障を一体的に実現するため、行動を加速すべき時である。

<よりレジリエントで豊かな住みよい都市東京へ>

オフィスや住宅など都市機能が高度に集積した東京の地域特性を踏まえ、都民の健康につながる建築物の断熱や省エネ性能の強化と再生可能エネルギーの導入、都市開発における面的なエネルギーマネジメント、利用エネルギーの脱炭素化の促進など、都が実施するあらゆる制度の強化を図る。

さらに、各種制度の実効性を高めるため、新たに丁寧かつ幅広い支援策を展開し、目標達成に向け、都民・事業者の共感と取組への協働を得ながら強力に推進する。

脱炭素型の社会基盤を強化することで、世界の脱炭素化に貢献するとともに、自立したエネルギーが確保され、防災力・耐久力・回復力を備えたよりレジリエントで豊かな住みよい都市、脱炭素型の事業活動ができる魅力ある都市の実現を目指していく。

東京水素ビジョン（令和4(2022)年3月策定）

東京都は、2030年カーボンハーフ（温室効果ガス排出量半減）とその先の2050年脱炭素社会を実現するため、政策を総動員して取組を進めています。今後は、環境面はもとより、エネルギーの安定供給など、都民の暮らしや経済活動の持続可能性の確保もより重要になります。

気候危機への対応とエネルギー安定供給の両面から「切り札」となるのが、再生可能エネルギーの普及拡大と、これを支える「水素」です。

大規模・長期間の貯蔵が可能な水素は、再生可能エネルギーの調整力となって大量導入を支え、あらゆる分野の脱炭素化に貢献することが期待されます。

また、水素は様々な資源から製造可能なため、エネルギーの調達先の多様化を実現し、エネルギーの安全保障にも寄与します。

本ビジョンでは、水素が将来どのように使われているのか、2050年の目指す姿（ビジョン）を描きました。そして、マイルストーンとなる2030年に向けた水素施策の展開について、取組の方向性も紹介します。

世界は、脱炭素で持続可能な社会システムの構築へとその歩みを速めています。

国家や都市、企業など様々な主体が競い合うように「脱炭素」に貢献する野心的な取組に挑戦しており、ビジネスの場面から社会生活の隅々に至るまで、世はまさに「脱炭素大競争時代」の様相を呈しています。

2050年のゴールである「ゼロエミッション東京」の実現には、2030年までの10年間の行動が極めて大きな意味を持ちます。今回の戦略では、世界の潮流に後れることなく、脱炭素化のための実効性ある取組を加速するため、2030年における東京の社会変革のビジョンとして新たに「2030・カーボンハーフスタイル」を提起し、各政策分野で変革へのアプローチ・方向性を示しています。

2030年までに東京の温室効果ガス排出量を半分にする。となく数字や目先の取組だけに目が行きがちですが、この非常にチャレンジングな目標を達成するためには、東京が移行・変革すべき脱炭素型の社会システムの姿やライフスタイルのあり方と、その具体的な道筋を描いていくことが重要です。

参考 2 用語解説

異常気象

気候が平均的状态から大きく偏った状態のことです。

○気象庁の定義¹⁷

- ・気温、降水量などの気象要素が過去 30 年以上にわたって観測されなかったほど著しく高いか、あるいは低い値を示す場合。
- ・30 年に 1 回以下の出現確率の現象（正規分布すると仮定した場合、平均値から標準偏差の約 2.2 倍以上偏った現象が発生する確率に相当）

○IPCC の定義

- ・IPCC では「極端な気象（気候）現象（Extreme Weather (Climate) Event）」という用語を使用しており、第三次評価報告書（TAR）では以下の通り定義している。

『特定地域における気象現象の確率分布からみて稀な現象。「稀」の定義はまちまちだが、通常、10%以下あるいは 90%以上の現象をいう。極端な気候現象は、一定期間の気象現象発生数の平均で、その平均自体が極端なこと（例えば、ある季節の降雨量）』

インセンティブ（英語：incentive）

〔行動を促す〕 刺激、動機

〔人の行動を〕 駆り立てるもの

〔仕事などに対する〕 やる気（を起こさせるもの）

ウェディングケーキ

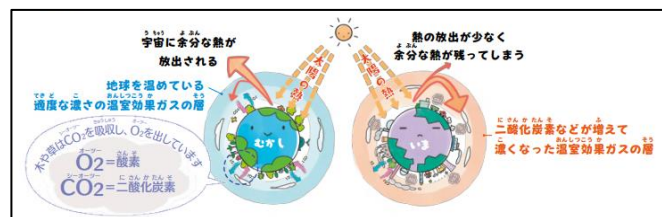
「SDGs ウェディングケーキ」参照。

温室効果ガス

地球の表面から出る熱を吸収して温度を保つ性質を持つ「温室効果ガス」の増加が、地球温暖化の主な原因と考えられています。日本の排出する温室効果ガスの 90%以上は炭素を含んだ物を燃やすと出てくる二酸化炭素です。技術革新が進んだ産業革命以降、発電や移動のために、化石燃料を燃やすようになった暮らし方の変化が、地球温暖化に結び付いているといえます。法律（地球温暖化対策の推進に関する法律）で温室効果ガスが定められています。

「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質を指します。

1、二酸化炭素、2、メタン、3、一酸化二窒素、4、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、5、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、6、六ふっ化硫黄、7、三ふっ化窒素



出典：環境省 とも環境白書 (<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/kodomo/h30/files/full.pdf>) P5

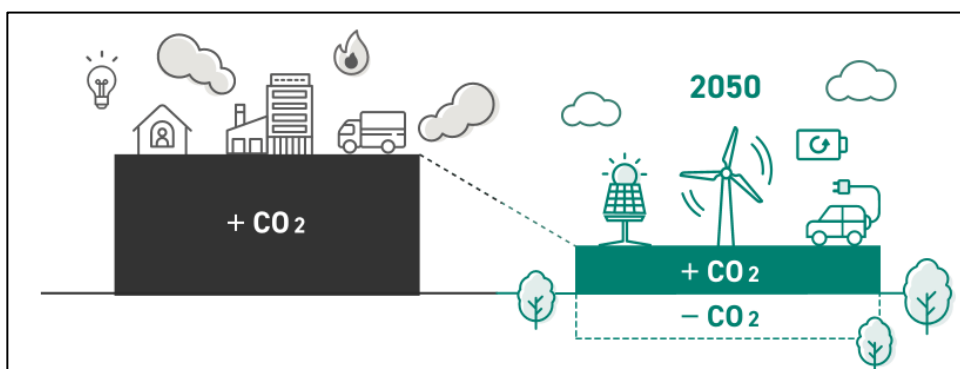
¹⁷ 環境省 HP からの引用。 https://www.env.go.jp/council/content/i_05/900425229.pdf

カーボンニュートラル¹⁸

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。令和2(2020)年10月、政府は、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。つまり、排出を完全にゼロに抑えることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかった量については、同じ量を「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロ、正味ゼロ（ネットゼロ）を目指すことです。

（注）ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



出典：環境省脱炭素ポータル (https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/)

カーボンハーフ¹⁹

令和3(2021)年1月、世界経済フォーラム主催の「ダボス・アジェンダ」において、東京都知事が「令和12(2030)年までに温室効果ガスを平成12(2000)年比50%削減、再エネ電力の利用割合を50%まで高めていく」と表明した目標のこと。これは、令和元(2019)年12月に宣言した「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、令和12(2030)年までの10年間の行動が重要との考えで取組を加速させたものです。東京都では、CO₂を「ハーフ」にしていくことをめざし、都民・行政・企業などがともに行動を起こす「TIME TO ACT for カーボンハーフスタイル」を呼びかけています。

カーボンプライシング

企業などが排出するCO₂（カーボン、炭素）に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法です。代表的な手法に、企業などが燃料や電気を使用して排出したCO₂に対して課税する「炭素税」や、企業ごとに排出量の上限を決め、それを超過する企業と下回る企業との間でCO₂の排出量を取引する「排出量取引制度（ETS=Emission Trading Scheme）」などがあります。

現在、日本が導入している「地球温暖化対策のための税²⁰（地球温暖化対策税）」は、地球温暖化対策を推進（課税による経済的インセンティブを活用して化石燃料に由来するCO₂の排出抑制を進

¹⁸ 環境省 HP からの引用。 https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/

¹⁹ 東京都 HP からの引用。 <https://www.httnavi.metro.tokyo.lg.jp/column1/>

²⁰ 地球温暖化対策のための税＝地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例

めるとともに、その税収を活用して再生可能エネルギーや省エネ対策を始めとするエネルギー起源CO₂排出抑制対策を強化)する観点から、平成24(2012)年10月1日以後に採取または輸入する原油、石炭、石油製品等に課します。

さらに、GX推進法において、次の仕組み定められ、順次導入されます。

① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）

令和10(2028)年度から、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO₂の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。

② 排出量取引制度

令和15(2033)年度から、発電事業者に対して、一部有償でCO₂の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。

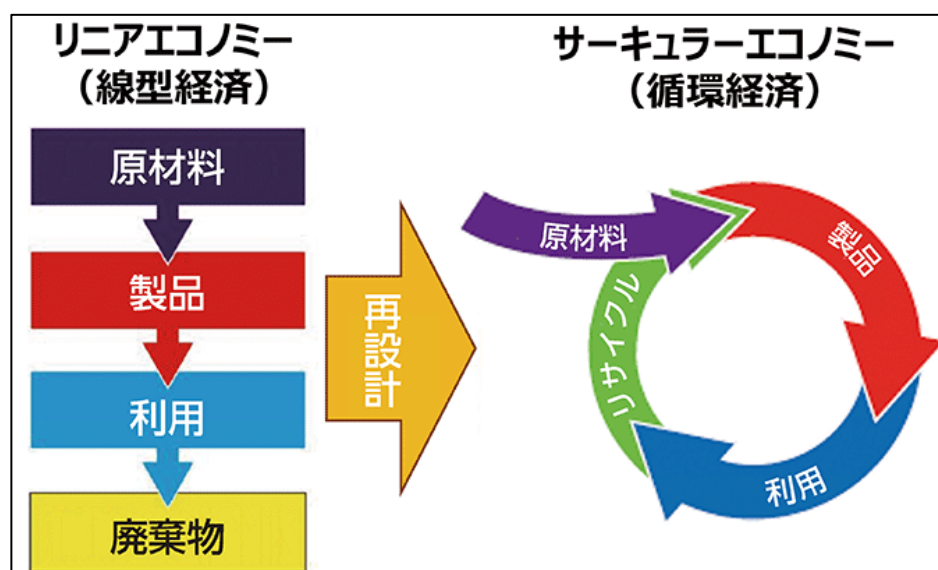
これまでの「地球温暖化対策税」は、化石燃料の利用に対し課税されていることにに対し、「炭素に対する賦課金」は、CO₂排出量に対し賦課するという違いがあります。

化石エネルギー

化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料）の燃焼等によって得られるエネルギーです。

サーキュラーエコノミー（循環経済）

従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。



出典：環境省令和3年版環境白書 (<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r03/html/hj21010202.html>)

再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

人口ボーナス、人口オーナス

人口が減少することは、労働投入の減少に直接結びつきます。技術進歩などによる生産性上昇に伴って成長率が上昇するのに加えて、人口増によって労働力人口が増加して成長率が高まることを「人口ボーナス」と呼び、この反対の現象を「人口オーナス」といいます。²¹

ゼロエミッション²²

「ゼロエミッション」とは、平成6(1994)年に国連大学によって提唱された環境問題に関する考え方で、“エミッション”は排出の意。産業活動で出される廃棄物を再利用するなどして、“廃棄物の排出”を“ゼロ”にすることを意味します。ここでいう廃棄物には、大気汚染物質、水質汚濁物質、温室効果ガスなど広義の廃棄物質が含まれますが、気候変動対策の観点からは、主にCO₂など温室効果ガスの排出量ゼロを目指す言葉として使用されています。

一方「ネガティブエミッション」とは、大気中のCO₂を回収あるいは吸収し、貯蓄・固定化することで、CO₂を除去する技術を総称した言葉です。具体的には、植林や再生林、土壌炭素貯蓄などによる森林吸収、海藻など海洋植物に取り込むブルーカーボン、大気中から直接回収して貯蓄するDACCSなどの技術があります。

東京都では令和元(2019)年5月に行われたU20東京メイヤーズ・サミットにおいて、世界の大都市の責務として平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、令和32(2050)年までにCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を宣言しました。ここでいう“実質ゼロ”とは、再生可能エネルギーなどによるCO₂排出削減には限りがあるため、大気中に放出されてしまったCO₂をネガティブエミッションなどの技術により吸収・除去することで“実質ゼロを目指す”ということです。

ゼロカーボンシティ²³

環境省としては、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしています。

²¹ 内閣府 HP から引用。 https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentaku/s3_2_11.html

²² 東京都 HP から引用。 <https://www.httnavi.metro.tokyo.lg.jp/column1/>

²³ 環境省 HP から引用。 https://www.env.go.jp/policy/02_example.pdf

脱炭素成長型経済構造移行債（G X 経済移行債）²⁴

将来のカーボンプライシング（以下「C P」）を償還財源として、より早く脱炭素移行に挑戦する企業等を支援するものです。将来のC Pの導入は「G X 推進法」で法定しており、企業はいち早く脱炭素投資を行うことにより、将来のC P負担を回避する行動変容を行うことが想定でき、C O 2 排出者自身の行動変容効果を見込めます。

G X 推進法に基づき、令和 5 (2023)年度から令和 1 4 (2032)年度までの各年度に限り、2 0 兆円規模の「G X 経済移行債」を発行していくこととなりました。その発行は、毎年度国会の議決を経た金額の範囲内で行われることとされています。これまでの国債（建設国債、特例国債、復興債等）と同様に同一の金融商品として統合発行することに限らず、個別銘柄「クライメート・トランジション利付国債」として発行します。

地域循環共生圏²⁵

地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカル SDGs 事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。その際に、私たちの暮らしは森・里・川・海のつながりからもたらされる自然資源が活用できる範疇でのみ成り立つため、それらを持続可能な形で活用していくとともに自然環境を維持・回復していくことが前提となります。

地域循環共生圏の 3 原則

- ・ 地域の主体性 = オーナーシップ
- ・ 地域内外との協働 = パートナiership
- ・ 環境・社会・経済課題の同時解決



出典：環境省ローカル SDGs (<https://chiikijunkan.env.go.jp/shiru/>)

²⁴ 財務省 HP から引用。 https://www.mof.go.jp/jgbs/climate_transition_bond_framework_jpn.pdf

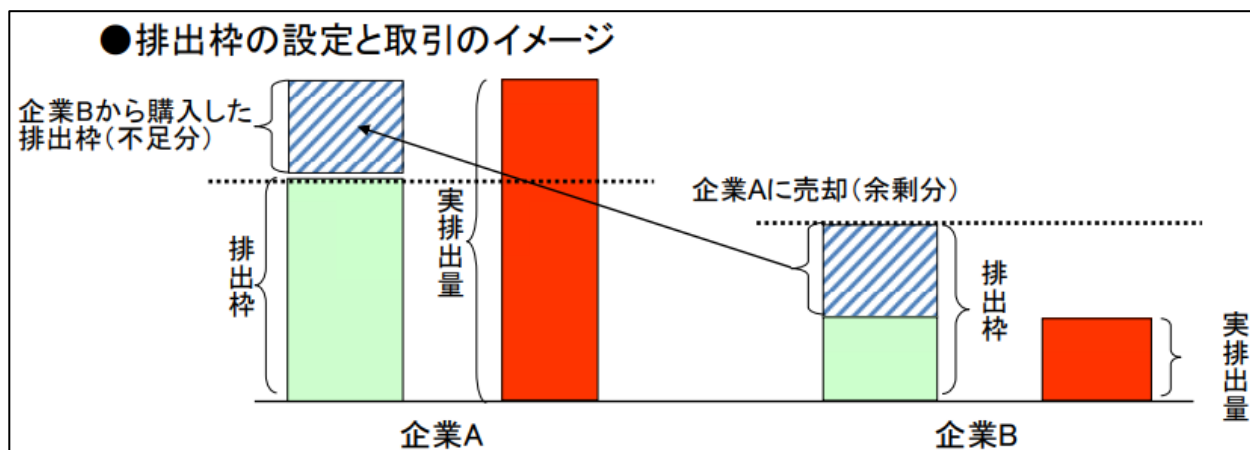
²⁵ 環境省 HP から引用。 <https://chiikijunkan.env.go.jp/shiru/>

地産地消

地域で生産された物を、その生産された地域内において消費することを言います。

排出量取引

全体の排出量を抑制するために、あらかじめ国や自治体、企業などの排出主体間で排出する権利を決めて割振っておき、権利を超過して排出する主体と権利を下回る主体との間でその権利の売買をすることで、全体の排出量をコントロールする仕組みです。



出典：環境省国内排出量取引制度について

(<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/capandtrade/about1003.pdf>)

フロントヤード改革

市民と行政との接点（フロントヤード）のデジタル環境の整備などを推進することで、手続きを楽にし、サービスや業務の質を向上させることが目的です。この取り組みは、従来の行政手続きのオンライン化とは異なり、窓口対応の改善や情報提供の充実など、接点でのサービス向上を重視しています。フロントヤード改革を行うことにより、市民、事業者の皆さんが「書かない、待たない、迷わない、行かない」市役所の実現が期待されます。

レジリエンス（英語：resilience）

〔困難・苦境などからの〕回復力、立ち直る力、復活力

〔変形された物が元の形に戻る〕復元力

いかなる災害等が発生しようとも、「人命を守る・行政機能の継続・施設等の被害を最小限・迅速な復旧・復興」のために「強くてしなやかな（強靱な）」地域づくりを進めていくことが重要です。この考え方を諸外国では「レジリエンス」と呼ばれており、災害をもたす外力からの「防護」ととどまらず、国や地域の経済社会に関わる分野を幅広く対象にして、経済社会のシステム全体の「抵抗力」，「回復力」を確保することを目的します。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術やツールを導入すること自体ではなく、データやデジタル技術を使って、新たな価値を創出していくことです。また、そのための変革に取り組むことが重要なポイントとなります。

E S G投資²⁶

E S Gとは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス（企業統治））の頭文字です。一般に企業の財務情報に加えて環境（E）及び社会への配慮（S）、企業統治の向上（G）等の情報を加味し、中長期的なリターンを加味した投資活動のことを指します。

昨今は、企業経営においてもE S Gに配慮する傾向があり（いわゆるE S G経営）、E S Gの考え方は、投資に限定されるものではありません。

関連するワードとしては、持続可能な開発目標（S D G s）が挙げられます。これらに対比的に位置付けるならば、S D G sが目標であることに對し、E S Gはそれを達成するための手段としての意味合いが強いといえます。E S Gは、1990年代から広がった企業の社会的責任（C S R）や社会的責任投資（S R I）、2000年以降の責任投資（R I）といった潮流とも関連するものです。

G X経済移行債

「脱炭素成長型経済構造移行債」参照。

G Xリーグ²⁷

2050年カーボンニュートラル実現と社会変革を見据えて、G Xへの挑戦を行い、現在および未来社会における持続的な成長実現を目指す企業が同様の取組を行う企業群を官・学と共に協働する場です。カーボンニュートラルへの移行に向けた挑戦を果敢に行い、国際ビジネスで勝てる企業群が、G Xを牽引する枠組みです。日本のC O 2排出量の4割以上を占める企業（679社）が賛同表明（令和5（2023）2023年2月現在）しています。

V 2 B（Vehicle to Building）²⁸

Vehicle-to-Buildingの略で、電気自動車（E V）やプラグインハイブリッド車（P H E V）などの車両が、建物の電力供給システムと相互に連携して電力をやり取りすることを指します。車両のバッテリーを建物に接続し、車載バッテリーの電力を建物に供給したり、建物の電力を車載バッテリーに充電したりすることができます。これにより、太陽光発電などの再生可能エネルギーの有効活用や、需要ピーク時の電力調整が可能となり、省エネルギーやC O 2削減につながります。

²⁶ 内閣府 HP から引用。 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/r02kokusai/h2_02_01.html

²⁷ 経済産業省 HP から引用。 <https://gx-league.go.jp/>

²⁸ 東京都 HP から引用。 <https://www.tokyo-co2down.jp/glossary/v2b>

世界気象機関 (WMO) 及び国連環境計画 (UNEP) に
より昭和 6 3 (1988) 年に設立された政府間組織で、令和
3 (2021) 年 8 月現在、1 9 5 の国と地域が参加していま
す。I P C C の目的は、各国政府の気候変動に関する政
策に科学的な基礎を与えることです。世界中の科学者の
協力の下、出版された文献 (科学誌に掲載された論文等
) に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関す
る最新の科学的知見の評価を提供しています。(評価報
告書は 5 ～ 8 年ごとに公表。)

これまでの I P C C 報告書における 「人間活動が及ぼす温暖化への影響についての評価」	
1990年 第1次	気温上昇を生じさせるだろう
1995年 第2次	影響が全地球の気候に表れている
2001年 第3次	可能性が高い (66%以上)
2007年 第4次	可能性が非常に高い (90%以上)
2013年 第5次	可能性が極めて高い (95%以上)
2021年 第6次	疑う余地がない

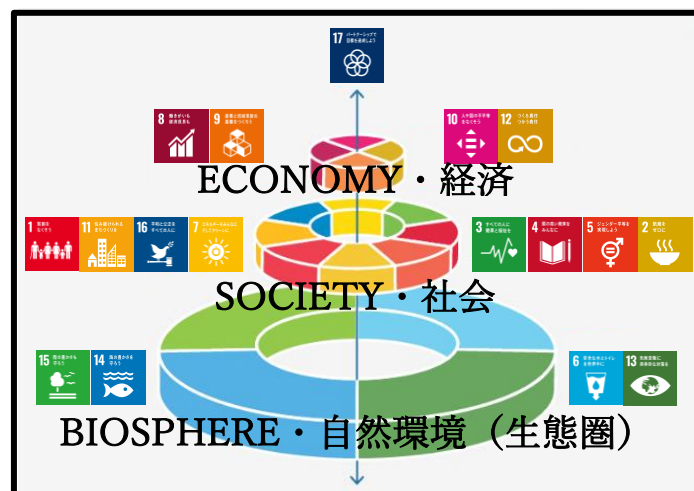
東久留米市作成

P P A (Power Purchase Agreement) ³⁰

電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根
や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うこと
で、電気料金と C O 2 排出の削減ができます。設備の所有は第三者 (事業者または別の出資者) が持
つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。

S D G s ウェディングケーキ

平成 2 8 (2016) 年 6 月、ストックホルムで開催された E A T フードフォーラムで講演したストック
ホルム・レジリエンス・センター長 (当時) のヨハン・ロックストローム氏と理事のパヴァン・スク
デフ氏は、S D G s (持続可能な開発目標) の経済的、社会的、生態学的側面に対する新たな見方と
して、「持続可能な開発目標はすべて、持続可能で健康的な食品に直接的または間接的に関連してい
る。」と主張しました。この図は、経済と社会を生物圏に組み込まれた一部として捉える必要がある
ことを示しています。このビジョンは、社会、経済、生態系の発展を別々の部分として捉える現在の
部門別アプローチからの脱却です。



出典 : Stockholm Resilience Centre の図に東久留米市が追記

²⁹ 気象庁 HP から引用。 <https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/index.html>

³⁰ 環境省 HP から引用。 <https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/howto/03/>

V P P (Virtual Power Plant) ³¹

バーチャルパワープラント(VPP)とは、需要家側エネルギーリソース、電力系統に直接接続されている発電設備、蓄電設備の所有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御(需要家側エネルギーリソースからの逆潮流(※)も含む)することで、発電所と同等の機能を提供することです。

※ 逆潮流

自家発電事業者等が、消費電気よりも発電電力が多くなった場合に、余った電力を電力会社線側に戻るように流すことです。また、需要家とエネルギーリソースが同じ場所にならない場合は、直接電力を電力会社線側に流すこともあります。

Z E B (Net Zero Energy Building) ³²

(Net Zero Energy Building：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

³¹ 経済産業省HPから引用。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/vpp_dr/about.html

³² 環境省 HP から引用。 <https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/index.html>

東久留米市G X推進方針

～ 踏み出そう！未来のために、地球のために ～

令和7年1月

発行／東久留米市

編集／東久留米市企画経営室

住所／〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話／042-470-7777(代)

FAX／042-470-7804

E-mail／ kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp